調査・研究紹介

中国野菜残留農薬問題

一．はじめに

中国野菜残留農薬問題についてはマスコミ等で大々的に報道されているが、いささか客観性に欠けるものが多い。

本件については、農林金融五月号の拙稿「中国農産物安全性確保への取組実態～残留農薬問題と日中農産物貿易～」で詳述していることから、ここでは残留農薬問題を発生せしめている体制・原因と、中国が取り組んできた安全性向上対策を中心に紹介する。あわせて、最近の本件をめぐっての中国側の動き、また、これら動向を踏まえて我が国が留意すべきことについて簡記することとしたい。

二．残留農薬問題の発生原因

我が国で中国野菜に含まれる残留農薬が問題化した際の中国政府の見解は次の三点である。①日本に向けて輸出される野菜のほとんどは日本企業と提携した輸出専門の農家や加工場で栽培・加工された開発輸入によるもので、中国国内の流通とは区分されている。②検疫により水際でチェックが行われ、違反とされた野菜は船に積み戻されるか廃棄処分される。③したがって基本的に残留農薬を大量に含んだ違反野菜が日本国内に流入することはあり得ない。

しかしながら基準を上回る事例が頻発し、基準対象外であった冷凍野菜においても同様の例が相次ぎ、「あり得ないはず」の野菜が我が国に輸入されていることについては、否定しようがない状況に至ったものである。

中国から輸入される野菜のほとんどは開発輸入されたものであり、厳格な管理の下に生産・輸出されたものであるはずである。その生産形態は、基本的には①自己農場での生産、②特定農家との契約生産、の二通りとなっており、①、②における農薬使用等についての管理が徹底されていなかったことも考えられる。しかしながら現地情報を含めて整理してみると、天候の変動による収量減少や一時的な需要増加に生産が対応できず、仲買人、市場から調達したものが一部混入・輸入されていることが推測されるのである。すなわち仲買人、市場等をつうじて流通している中国の国内向け野菜に日本の基準を上回る農薬が残留しているところに原因があるとみられるのである。

その意味では昨年十一月に「中国野菜四七％に残留農薬」との北京青年日報の報道や、香港での「毒菜」騒ぎは、その〝程度〟の信憑性は疑わしいものの、残留違反の野菜がけっこう出回っていることは確かであろう。（ただし、後でみるとおり残留農薬についての日本と中国の基準は異なる。）

次に問題になるのが何故、基準違反がおこるか、である。大きくは二つの面を指摘できよう。一つは、農家における農薬管理の杜撰さであり、管理意識が希薄であるということである。もう一つが、見栄えにこだわる中国消費者の増加にともない、意識的に基準を無視して収穫前後まで農薬を使用しているものもあるということである。いずれにしても農薬管理が徹底されていないと言わざるを得ない状況にある。こうした背景には、中国でも農業改良普及組織が存在し、農薬管理を含めた指導の役割を担うことになっているが、八〇年前後に集団生産制から個人請負制へと担い手が転換したものの、地方財政の悪化もあって指導体制がこれに追いついていないことがあげられる。また、中国にも農協組織がないわけではないが、日本のような営農指導までできるような状況にはない。したがって現状では、個人が自己責任をもって農薬管理せざるを得ないことになるが、現実は多くの基準違反を招いているのである。

なお、中国は我が国以上に小規模経営であるが、龍頭企業等との契約生産や、個人農家のグループ化による生産の効率化、品質の向上等に取り組むものが増加している。具体的には農業改良普及員を招いて講習会

を開いたり、独自に指導員を置いたりして、レベルアップに努めているものも多い。

三．中国政府の安全性確保の取組

農薬の使用・取締り等については、従前、罰則条項のない農薬登録規則、農薬安全使用規則によって対応されてきた。

しかしながら農薬中毒の発生、環境汚染の増加等にともない、九七年五月、農薬管理条令が交付・施行され、農薬の製造、登録、管理、安全使用、保管等体系的に法律として整備され、罰則規定も設けられた。

また、食品の衛生管理については、八二年に食品衛生法が交付され、八三年に施行、その後九五年に一部改訂が行われている。

このように消費者の農薬中毒事故等に対する不安除去、あるいは品質重視の動向、WTO加盟等国際環境の変化等を背景に法・制度等の整備・改善への取組は前進しつつあると見ることができる。

ところで中国政府は以上のように法規制を強化し、マスコミ等を利用しての違反事例の公開等に努めているが、先に触れたとおり農家の農薬管理意識が不十分であることに加えて、指導体制も脆弱であることから、生産面からの指導によるレベルアップ、安全性の向上にはかなりの時間を要すると受け止めているようにみられる。そのため推進の重点は消費者が安全な食品を選択することを誘導することによって、すなわちマーケットの力を利用して農産物の安全性確保をはかっていこうとしているようにみうけられる。

これまで農薬、化学肥料、農業用ビニール等の多用、畜産糞尿による悪臭、水汚染等公害による環境汚染への対応をも含む、安全かつ環境にやさしい生態農業が推進されてきた。これとあわせて有機食品発展センターによる有機食品の認証や、緑色食品発展センターによる有機を含むものの減農薬・減化学肥料栽培を主とする緑色食品の認証も行われている。特に緑色食品については、食用油で二〇％、野菜で一八％、飲料で一五％、畜産物・卵・牛乳で一五％（二〇〇一年）のシェアを占めるまでに至っている。

こうした中で二〇〇一年四月、政府農業部は「品質安全問題の存在は市民の健康を害し、消費の利益を損なうだけでなく、農産物の市場競争力が輸出にも影響を与え、また、世界に悪いイメージを与える。したがって、農産品の品質と安全性の問題を重視し、解決するための有効な措置を講じ、最短期間内に成果を出すこと」をめざして、無公害食品行動計画に取り組んでいくことを明らかにしている。

無公害食品は農産物だけでなく、畜産物、水産物をも含んでいる。野菜の場合は、見た目基準（裂球、焼心、悪臭、病虫害、機械傷等々の有無）、農薬検出指標（二〇数もの農薬についての検出上限）の二つの基準により構成されており、二〇〇一年六月に七三の無公害食品についての基準が打ち出されている。これを軸に、認証システム、市場情報システム等農産物の品質、安全、技術、認証等に関する六つのシステムを構築していくことにしており、北京、天津、上海、深圳の四モデル都市を含め二〇以上もの地域で取組が既に開始されている。八から一〇年かけて主要農畜水産物を無公害食品でカバーしていくこととされている。

四．最近の動き

本年八月、我が国は違反が相次ぐ食品については検査を行わなくても一括して輸入を禁止する措置を盛り込んだ食品衛生法の改正を行った。本措置の発動については当面見送られることとなったが、こうした日本の動きに対して、中国側の農畜産物輸出窓口である中国食品土畜輸出入商会の会長から「日本政府は技術障壁措置により中国野菜の輸入を制限している」との指摘がなされた。すなわち、ホウレンソウでクロルピリホスの限度基準が中国で一ppmであるのに対し、日本では〇・〇一ppmである一方、大根三ppm、アブラナ科野菜二ppm等の日本の基準は不合理である旨の指摘であり、両国の基準をめぐっての議論が避けられない情勢となっている。

そして中国野菜残留農薬問題は一転して、日本の無登録農薬問題へと飛び火した。中国での無公害食品行動計画への取組みが進められていると同時に、引き続き中国野菜の輸入増加が見込まれることから、我が国での環境保全型農業の早急なる推進・徹底が求められている。

（蔦谷栄一）